

支援する会ニュース

「年金引き下げ違憲訴訟を支援する大阪の会」

支援する会事務局
第34号

2021. 1. 17

〒530-0041大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6階 TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746

安心して暮らせる年金制度と社会保障の実現を! 2月16日、大阪高裁で審理始まる

「年金減額は違憲」生存権守れ、闘いは高裁へ

勝井書記長が意見陳述

5年が経過した年金裁判は、大阪をはじめ13地裁で判決が出され（12月現在）、すでに札幌、仙台（青森事案）、名古屋（岐阜事案）、大阪（兵庫事案）、東京（栃木事案）の各高裁で審理が進められており、仙台・大阪高裁では、次回口頭弁論で結審の可能性も指摘されています。



大阪は2月16日に口頭弁論期日が決定、府本部・勝井書記長が意見陳述します。

立証活動は大きく成功

大阪の原告団108人が5年間にわたり争ってきた年金の特例水準の1%削減、マクロ経済スライドの取り消しを求めた「年金引き下げ違憲訴訟」は、来年から高裁へとたたかいの舞台が移ります。

この間、全国25地裁で原告本人尋問が行われ、119人が高齢者の生活実態を中心に証言しました。

大阪では25人の原告が意見陳述。とくに基礎年金のみ、低年金の受給者の生活実態は、憲法25条の「すべての国民は健康

《これまでの裁判運動の到達点》

- 第1に、「現在の年金では生活できない」という実態を明らかにしたこと
- 第2に、女性の低年金・無年金の歴史の実態を明らかにしたこと
- 第3に、低年金のため働かざるを得ない高齢者が増えていること
- 第4に、年金問題に対する現役世代の関心が高まっていること
- 第5に、安心して暮らせる年金制度を実現する道があること、などです。

で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とは程遠い生活実態であることを告発しました。

年金問題が若者や労働組合の課題に

全国で現役労働者20人が証人に立ちました。

大阪でも地域労組の北出茂さん（47）が非正規労働者の生活実態を明らかにしながら、世代間公平論の誤りなど年金問題を自らの問題として証言しました（2面参照）。

「裁判を支援する会」の団体・個人会員の組織化、「裁判ニュース」の40回に及び発行、支部での宣伝・署名活動や学習などを通じて、年金問題への理解も深まり、高齢者だけでなく労働組合などでも現役労働者の要求としてとりあげられるよう

若者も高齢者も安心できる年金制度を



この裁判は、際限のない年金引き下げに反対し、憲法25条「生存権」規定違反をはじめ、憲法13条（個人の尊厳）、14条（法の下の平等）、29条（財産権）違反などで争います。また、国連社会権規約委員会の「社会保障を受ける権利に関する一般見解」にもとづく最低保障年金制度創設など、年金制度の充実を求める勧告の実施を日本政府に迫る運動です。

「年金引き下げ違憲訴訟を支援する大阪の会」

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15
大阪グリーン会館6階 大阪年金者組合内
TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746 o-nenkini@diamond.bfoth.com

「違憲訴訟を支援する大阪の会」のリーフになりました。自治体・国鉄・福祉関連の労働組合や団体で年金学習会も取り組まれ、7人の「年金裁判弁護団」や年金者組合府本部役員らが講師として対応してきました。

広がる年金裁判運動のすそ野

年金問題を国民的課題に 違憲訴訟を支援する枚方の会が総会

【枚方発】「年金引き下げ違憲訴訟を支援する枚方の会」（会長・小林勉弁護士）の総会が10月22日（木）10時から市民会館で行われ、30人が参加しました。

支援する会の代表・小林会長は、「地裁判決文を読んだが、余りにひどい内容だ。若い弁護士ががんばってくれている。もっと運動を拡げていこう」とあいさつ。つづいて、年

金者組合大阪府本部・加納忠委員長が、「年金引き下げ違憲裁判の背景、現状とこれからの課題」で講演。

昭和17年の戦費調達のために施行された年金制度から現在のマクロ経済スライドまで、年金制度の歴史や制度の問題点を詳しく説明。

今後、裁判は最高裁まで運動をすすめていくこと、制度の改善、振替加算漏れの問題、年金相談による消えた年金の解決など、年金裁判を通じて明らかにしてきた成果を広く知らせ、草の根運動を強めていくこと



「違憲訴訟を支援する枚方の会」の総会であいさつする小林勉「会」代表

など、今後の運動の課題についても説明。その後、意見交換を行い、年金問題で社会の在り方を問う国民世論をつくることを意思統一して総会を終了しました。

化学一般労連が「年金・雇用延長学習会」

現役労働者にも高まる関心 大阪府本部執行委員長 加納 忠

2020年3月に「高齢者雇用安定法改正」が成立、「死ぬまで働け社会にするのか」と労働者の怒りや不安の声が高まっています。



「75歳まで年金受給を繰り下げれば84%増額」は真っ赤なウソ

「75歳まで年金受給を繰り下げれば84%増額」と政府は宣伝していますが、実は90歳以上まで生存しないと総額で損をするというまやかしの「年金法改正」とセットで、高齢者に労働者としての権利すら保障しない「雇用によらない働き方」を強要する社会の出現を許していいのでしょうか。

全労連をはじめ労働組合の重要課題として、マクロ経済スライドを廃止し、安心して生活できる年金制度を求める動きが出てきています。全労連は2019年に年金課題を掲げたシンポジウムを開催、今後の運動の重点課題に年金制度充実を挙げています。

春闘方針にも反映したい

化学一般労連から年金者組合大阪府本部に、2020年11月28日開催の「年金・雇用延長学習会」

への講師派遣依頼がありました。新型コロナ事情で浪速区の化学一般会館での全国リモート学習会でしたが、海老原新・中央書記長は、「来年の春闘方針にも反映させたい」と意欲的。「マクロ経済スライドや支給減額などの制度について」、約1時間の講演でした。

労働運動の高まりの中で 年金水準が大きく改善

厚生年金発足時（1942年）は社会保障の理念もなく、戦費調達、戦時体制強化策に利用された年金制度で、年金水準は40年加入で平均賃金の約50%、本人負担保険料は賃金の5.5%でした。戦後、新憲法の社会保障理念を意識した制度に生まれ変わり、戦後の労働運動の高まりの中で、1970年代には年金水準は大きく改善されました。

しかし1980年代以降、資本の反転攻勢で労働運動の弱体化が進み、社会保障・年金制度の改悪の連続。マクロ経済スライドなどこのままでは、厚生年金水準は40年加入で平均賃金の30%台、本人負担保険料は賃金の9.15%と戦時中の水準以下のとんでもない年金制度になっています。現在、年金積立金は

低所得者や非正規労働者は「死ね」と言うのか

第17回裁判の証人尋問より
北出 茂さん（45）現役労働者



無年金の母親と二人暮らし。手取り21万円で貯金なし。「将来、年金のほかに老後2,000

万円の資金が必要だ」という話に衝撃を受けた。「非正規や低所得者は死ね」と言うのか。マクロ経済スライドの導入による年金削減は、先に行けば行くほど年金の支給額が減らされ、まじめに働いてきた人を野垂れ死にさせてしまいかねない政策。

「現役世代」として将来に見通しがたたず、まさに「お先真っ暗」。憲法25条で保障されている生存権に関わる問題であり、「生きさせろと言いたい」。

200兆円、約半分が財界のための株価維持の財源として株式投資などに使われています。

多彩な取組みで国民的な広がり

今後の年金高裁裁判運動を大きく飛躍させ、国民的な広がりをつくり出していくために府本部、各支部で労働組合、地域住民参加の年金学習会、年金相談会など多彩